

不動産鑑定評価の依頼先について

昭和42年6月29日民二第585号高等裁判所  
長官、地方裁判所長あて民事局長通知

標記について、日本不動産鑑定協会会長から別紙の依頼がありましたので、参考までにお知らせします。

おつて、管内の簡易裁判所に対しては、地方裁判所長からお知らせ下さい。

鑑53号

昭和42年6月22日

最高裁判所事務総局  
民事局長 菅野啓蔵 殿

東京都港区芝愛宕町1の3第9森ビル  
社団法人 日本不動産鑑定協会  
会長 櫛田光男  
電話(434)2303、2304

不動産鑑定評価の依頼先について(依頼)

民事訴訟事件等に関して、裁判所が法人である不動産鑑定業者の業務に従事する不動産鑑定士(補)を鑑定人に選任して不動産の鑑定評価を依頼されることは、下記事情により望ましくないと考えますので、そのような必要があるときは、各裁判所において当該法人に対し鑑定の囑託(民事訴訟法第310条)の手続をとられるようお取り計らい下さりたく、よろしくお願い申し上げます。

記

法人である不動産鑑定業者の業務に従事する不動産鑑定士(補)は、不動産の鑑定評価に際しては、当該法人が収集した各種資料を使用し、法人の業務として鑑定評価をなすものである。

以上